## 「下野市環境基本計画改訂版」に関するパブリック・コメントの実施結果について

- 1. パブリック・コメントの実施状況
  - (1) 閲覧方法
    - 市ホームページ
    - · 文書閲覧。環境課(市役所2階)
      - 。市民課石橋窓口(石橋公民館)
      - ∘市民課南河内窓口(南河内図書館2階)
  - (2) 意見募集期間

平成30年2月5日(月)~平成30年2月26日(月)

(3) 意見提出方法

郵便・FAX・Eメール・書面による直接提出

2. 意見募集結果

2名 5件

3. ご意見要旨とご意見に対する考え方

	項目	意見の内容	意見に対する考え方
1	P. 73	「家畜排せつ物法に基づき、県と協力し、市内の	悪臭防止法に基づく改善指導等は市の行う事務で
	2-1 さわやかで澄んだ大気	悪臭低減に努める」との項目を追加すべき。	すが、P74の2-1-2-①県・関係市町との

や水の保全と向上		
へ	ある地域では畜産農家による臭気に対して住民	連携による環境の監視と指導の推進の中で「国・
5項目目「悪臭は、・・・以	の強い不満があり、さらに一帯の不動産取引に	県と連携し大気や水質などの〜指導徹底に努めて
下」	悪い影響を与えているとも思われる。	いきます。」としており、悪臭についても必要に応
	このことについて、P74の2-1-1-②	じて県との連携や助言を受けて指導対応すること
	騒音・振動、悪臭など生活公害対策の推進では、	も含むものです。また、担当課として環境課と記載
	悪臭の防止対策として、環境課と農政課が対応	していますが、状況に応じて関係課を含め県と連
	する旨が記載されているが、多くの県では平成	携し対応するものです。
	11 年に施行された家畜排せつ物法にもとづき、	
	強制力を持った臭気対策が県の家畜保健衛生所	
	を中心としてなされている。本市でも、市役所だ	
	けではなく、県の協力のもと対応すべきと考え	
	る。	
P. 74	改訂前の環境基本計画にあった「路上喫煙防止条	P39の2-2-2路上喫煙防止の取組のめやす
	例」制定への検討を復活すべき。	として路上喫煙防止条例の制定を掲げており、条
	国会を中心に受動喫煙防止対策の推進に関する法	例制定への検討も継続してまいります。
	律案に関する議論が活発になされている。しかし、	
	国民の健康を大きく左右する問題にも係らず、議	
	員による内容の骨抜きに関する報道がなされてい	
	る。	
	一方で、スーパーマーケットやコンビニに行く	
	と、多くの施設で喫煙設備が入り口の近くに設置	
	されており、煙を避けるためには、大きく迂回しな	
	くてはならことがしばしば起こる。また、自宅や自	
	FJ	下」 悪い影響を与えているとも思われる。 このことについて、P74の2-1-1-② 騒音・振動、悪臭など生活公害対策の推進では、悪臭の防止対策として、環境課と農政課が対応する旨が記載されているが、多くの県では平成11年に施行された家畜排せつ物法にもとづき、強制力を持った臭気対策が県の家畜保健衛生所を中心としてなされている。本市でも、市役所だけではなく、県の協力のもと対応すべきと考える。  2.74 改訂前の環境基本計画にあった「路上喫煙防止条例」制定への検討を復活すべき。 国会を中心に受動喫煙防止対策の推進に関する法律案に関する議論が活発になされている。しかし、国民の健康を大きく左右する問題にも係らず、議員による内容の骨抜きに関する報道がなされている。  一方で、スーパーマーケットやコンビニに行くと、多くの施設で喫煙設備が入り口の近くに設置されており、煙を避けるためには、大きく迂回しな

		家用車での喫煙を家族から禁止されていることか	
		ら、わざわざこれらの施設で喫煙する市民も存在	
		する。	
		国の遅れた対応に率先して、市民の健康をそぐ	
		事態に対応することこそ、地方創世ではないだろ	
		うか。すくなくとも、市民の健康を預かる行政の立	
		場として、一歩後退することは許されない。	
		以上のことから、改訂前の環境基本計画から後	
		退することなく、新たな受動喫煙防止条例(不特定	
		多数が集まる施設における喫煙施設の設置義務)	
		を制定すべきと考える。	
3	第Ⅲ編	協働する取り組みとして主体となる4者(市民、市	環境基本計画に基づいた取組の実施状況を報告す
		民団体、事業者、市)に分けて書かれており、これ	るために、しもつけの環境 (環境状況報告書) を作
		はそれぞれの役割を具体的に把握するのに役立つ	成しております。この報告書を毎年発行し、計画の
		ように感じました。ただし、どこまでが実現され	進捗状況等を皆様にお知らせしていきます。
		ているのかはよく分かりません。これからの計画	
		でしょうか?	
4	第Ⅳ編	・ふく1原発事故以来、放射能は大きな関心事に	環境基本計画は、長期的な目標とその実現のため
		なっています。環境や食物・水の放射線の測定は大	の施策や取組を明らかにした総合的な計画として
		事なことですが、放射線の健康への影響をどう見	位置づけております。いただいたご意見につきま
		るかは、大切です。	しては、環境基本計画見直しの視点からは外れる
		この点で栃木県が行ってきた評価は大変甘く、科	ものと考えますので、事業を実施するうえで参考
		学・医学という観点ではその 10-100 倍の被害は	にさせていただきます。

		想定せねばならないでしょう。この点で、市は起こ	
		りうる被害を真剣に検討したことがありますか?	
		・ゴミ削減の問題は、市や市民はいやでもいろい	
		ろな経験をしてきていますが、その点についても	
		うすこし言及がないと通りいっぺんになってしま	
		います。小山広域を市が直接コントロールできな	
		かったにせよ、何が悪くて、負けるべくして、裁判	
		に負け、下野市 10 億近い損失を被ったのでしょう	
		か? また、ごみの減量については、製造者がどの	
		ように包装や容器を作るかが決定的な影響を与え	
		ますが、製造者についての働きかけを市はどのよ	
		うに考えているのでしょうか?	
5	その他	環境市民会議も発足し、基本計画もパブコメにか	環境基本計画の見直しについては、関係各課から
		けられています。この事業に市が大きな力を投入	協力を得て、協働プロジェクトを推進する「しもつ
		するのに賛成ですが、何人ぐらいの職員がこの事	け環境市民会議」と協議しながら進めました。これ
		業に携わっておられるのでしょうか? 立派な基	までの取組に対する評価や今後の取組に関し、関
		本計画の多くが、外注で作られたのではないこと	係各課からの報告を基に、17の関係課の各課長
		を期待しています。	を含めた担当職員で構成する「環境基本計画推進
			委員会」において協議を重ね改訂版を作成いたし
			ました。

皆様にいただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。貴重なご意見をありがとうございました。今後とも下野市環境基本計画 の推進に向けて、ご協力をよろしくお願い申し上げます。